

らう【表1】の書類で定額減税の対象を

んでください

年末調整では、役職員に記入しても

法人の年末調整

けいえいそうだんしつ

営相談室だより

島田会計大阪事務所

所得税の定額減税と年末調整

公認会計士・税理士 川嶋 良典

令和6年分の所得税において

係します。 る報酬や給料にかかる業務に関 福祉法人では、役職員に支給す 定額減税が控除されます。社会

の作成に影響するポイントを紹 今回は、年末調整や法定調書

注意ください

定額減税のいずれか片方、あるいは両 所得によって、【表3】のとおり控除と 者については、役職員本人と配偶者の 範囲が異なります【表2】。とくに配偶 ついては、所得控除と定額減税でその 判定します。なお、配偶者と扶養親族に

方が受けられないケースもあるのでご

定額減税の対象と計算

する個人または現在まで引き続き1年 なお、「居住者」とは、国内に住所を有 額は本人と同一生計配偶者や扶養親族 人数に3万円を乗じて計算します。 所得税における合計所得金額が 定額減税の対象者は、令和6年分 ,805万円以下の居住者です。減税

偶者や親族が外国に住んでいると、対 象者から外れる場合があります 以上居所を有する個人をいいます。配

源泉徴収票の記載

整の対象から除かれる人は、確定申告で が2,000万円超などの理由で年末調 に定額減税額等の記載は不要です。 定額減税の精算を行うため、(摘要) 欄 を受けることはできません。また、給与 いない乙欄の役職員は、法人で定額減税 は【表4】のように記載してください。 額等の記載が追加されます。記載内容 の源泉徴収票」の(摘要)欄に定額減税 法人に扶養控除等申告書を提出して 年末調整を行う役職員は、「給与所得

【表1】

響するので、気を付けて業務に取り組

ですが、役職員一人ひとりの所得に影 ントです。定額減税は令和6年度のみ

以上が定額減税に関する業務のポイ

対象	書類	
本人 同一生計配偶者	給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書	
扶養親族	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	

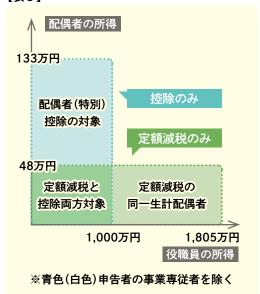
上記書類に換えて、「年末調整に係る定額減税のための申告書」での 判定も可能

[表2]

13.27		
対象	所得控除	定額減税
配偶者	配偶者と役職員の合 計所得金額が一定金 額以内の場合に対象	配偶者の合計所得金 額が48万円以下の場 合に対象
国外居住親族	一定要件で対象	対象外
年少扶養親族*	対象外	対象

*令和6年12月31日現在の年齢が16歳未満の扶養親族

【表3】



【表4】			
内容	記載方法		
年調所得税額から控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ****		
年調減税額のうち控除しきれなかった金額	控除外額 *****円 ※全額控除できた場合は「控除外額0円」		
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生 計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	「非控除対象配偶者減税有」(注)同一生計配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。		